

令和 4 年 4 月 22 日  
警 察 庁

## 令和 3 年度会計監査実施結果について

### 1 実施期間

令和 3 年 6 月 29 日から令和 4 年 1 月 21 日までの間

### 2 重点項目及び対象部署

契約及び捜査費の執行を重点項目とし、79 部署に対して実施した。

### 3 会計監査の実施結果

#### (1) 特徴

経費の執行に関し、ほとんどの部署においては適正に行われており、改善措置を講じる必要がある指示事項はなかったが、一部の部署において、所要の手續が執られていないなど会計経理上の過誤が認められたため、是正又は再発防止に係る指導を行った。

#### (2) 指導事項

##### ア 契約

- 通信機器の修理に係る契約に関し、公募公告から緊急を要する随意契約に移行した際、改めて履行期限を示し、再度、見積書を徴取して契約手續をやり直すべきところ、これが行われていなかった。
- 職員の健康診断に係る契約に関し、再委託の申請がなされていないなど、契約書にのっとりた手續がなされていなかった。
- 通信施設構造物の点検作業に係る契約に関し、履行確認が不十分であったため、道路使用許可申請 1 か所分が過払いとなっていた。

##### イ 旅費

- 旅費支給手續に旅行終了から精算日まで 3 か月以上を要する遅延が認められた。

### 4 今後の方針

令和 3 年度の会計監査実施結果を踏まえ、令和 4 年度会計監査実施計画に基づき厳正な会計監査を実施し、より適正な会計経理の推進を図る。

令和4年4月22日

令和3年度

会計監査実施結果報告書

警察庁

## (目次)

|     |                      |   |
|-----|----------------------|---|
| 1   | はじめに                 | 1 |
| 2   | 令和3年度会計監査実施の概要       | 1 |
| (1) | 目的及び対象範囲             | 1 |
| (2) | 対象年度                 | 1 |
| (3) | 実施期間                 | 1 |
| (4) | 対象部署                 | 1 |
| (5) | 観点及び着眼点              | 2 |
| (6) | 重点項目                 | 2 |
| (7) | 実施方法                 | 2 |
|     | ア 契約について             |   |
|     | イ 捜査費の執行について         |   |
| 3   | 会計監査実施結果             | 3 |
| (1) | 契約関係                 | 3 |
|     | ア 会計監査実施状況           |   |
|     | イ 会計監査実施結果に基づく措置     |   |
|     | (ア) 指示事項             |   |
|     | (イ) 指導事項             |   |
| (2) | 捜査費関係                | 5 |
|     | ア 会計監査実施状況           |   |
|     | (ア) 執行内容             |   |
|     | (イ) 事務手続             |   |
|     | (ウ) 現金等の管理           |   |
|     | (エ) 聞き取り調査           |   |
|     | イ 会計監査実施結果に基づく措置     |   |
| (3) | 物品管理関係               | 6 |
|     | ア 会計監査実施状況           |   |
|     | (ア) 物品管理             |   |
|     | (イ) 中央調達物品の活用、維持管理状況 |   |
|     | イ 会計監査実施結果に基づく措置     |   |

|                               |       |   |
|-------------------------------|-------|---|
| (4) 旅費その他の経費関係                | ----- | 6 |
| ア 会計監査実施状況                    |       |   |
| イ 会計監査実施結果に基づく措置              |       |   |
| (ア) 指示事項                      |       |   |
| (イ) 指導事項                      |       |   |
| 4 不適正な経理処理に係る自主調査実施部署に対する確認状況 | ----- | 7 |
| 5 令和2年度会計監査に基づく指導事項の改善措置状況の確認 | ----- | 7 |
| 6 令和4年度の会計監査に向けて              | ----- | 8 |
| 別表                            | ----- | 9 |

## 1 はじめに

本報告は、会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、令和3年度に警察庁が行った会計監査の実施状況を報告するものである。

## 2 令和3年度会計監査実施の概要

### (1) 目的及び対象範囲

会計監査は、警察の会計経理の適正を期することを目的に、会計経理と予算執行に関する業務を対象として実施し、捜査費<sup>(注1)</sup>、旅費<sup>(注2)</sup>、物品管理など会計担当課以外の原課が行う予算執行等に関する業務についても対象とした。

なお、対象経費は、国費<sup>(注3)</sup>及び都道府県費（国庫補助対象分）とし、必要に応じて、都道府県単独事業分の都道府県費についても対象とした。

### (2) 対象年度

令和2年度及び会計監査実施時点までの令和3年度を対象とし、必要に応じて、令和元年度以前の年度についても対象とした。

### (3) 実施期間

令和3年6月29日（火）から令和4年1月21日（金）まで

### (4) 対象部署

規則第2条、警察庁の行う会計の監査に関する訓令（平成16年警察庁訓令第8号。以下「訓令」という。）第3条及び第4条の規定に基づき策定した令和3年度会計監査実施計画に沿って実施した。

会計監査責任者別の対象部署は別表のとおりであり、令和3年度中は、全対象部署119部署のうち79部署（警察庁内部部局、3附属機関、4管区警察局、4管区警察学校、41都道府県情報通信部及び北海道の3方面情報通信部、22都道府県警察

---

(注1) 令和2年度一般会計国費捜査費支出済額 21億5,955万円

(注2) 令和2年度一般会計国費旅費支出済額 57億6,267万円

(注3) 令和2年度一般会計国費支出済額 3,495億 149万円

うち、補助金 676億1,349万円

及び北海道警察の1方面本部) に対して実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮し、訓令第5条の規定に基づく計画の一部変更をした。

#### (5) 観点及び着眼点

会計監査は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から

- 予算執行の計数が正確に処理されているか
- 会計経理が予算や法令等に従って適正に処理されているか
- 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施されているか
- 業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか
- 事業が所期の目的を達成し、効果を上げているか

に着眼して監査を行った。

#### (6) 重点項目

会計監査の重点項目は、訓令第4条の規定に基づき策定した令和3年度会計監査実施計画のとおり「契約」及び「捜査費の執行」とした。

「契約」については、近年の厳しい財政状況を受けて政府が財政健全化のための財政赤字の縮減や歳出の見直しなどを実施中であることに鑑み、当庁においても、予算の無駄遣いの防止等、経済性及び効率性を主たる視点として統一的な監査を実施するため重点とした。

また、「捜査費の執行」については、近年における私的流用事案の発生を踏まえ、同種重大事案の再発防止を主たる目的とした監査を実施するため重点とした。

#### (7) 実施方法

会計監査は、会計経理の目的、内容等について多角的な観点での確かかつ厳正に実施し、関係書類の確認、関係者に対する聞き取り等の方法により確認した。

特に、重点項目については、次の方法により実施した。

##### ア 契約について

- 予算の無駄遣いの防止等、経済性及び効率性を主たる視点として実施した。
- 物品購入等に係る契約については、「物品購入等に係る契約の適正確保の徹底について（令和3年3月22日付け警察庁丁会発第324号）」等を踏まえた物品購入

等に係る契約の適正確保のための措置の推進状況について確認した。

#### イ 捜査費の執行について

- 捜査経験を有する警察官を含む体制で実施した。
- 取扱者等に対する聞き取り調査の際には、捜査費経理の制度及び手続等を熟知し、適時適切な捜査費の執行について指示、指導及び執行結果の確認が行われているか、また、捜査員等に対する聞き取り調査の際には、自動車運転日誌等関係書類と照らし合わせるなどして具体的な執行状況について確認するなど、適正な執行がなされているか、徹底した聞き取り調査を実施した。

### 3 会計監査実施結果

重点項目を含む各監査項目についての監査を実施した結果は次のとおりであった。

なお、改善措置を講じる必要があるものを指示事項<sup>(注4)</sup>、また、自ら必要な措置として改善を図るものを指導事項<sup>(注5)</sup>として分類している。

#### (1) 契約関係

##### ア 会計監査実施状況

物品購入等に係る契約関係について、契約の必要性、契約方法及び予定価格の積算根拠等を関係文書で点検するとともに、担当職員からの聞き取り調査により、経理処理の取組状況を確認した。

##### イ 会計監査実施結果に基づく措置

会計監査を実施した結果、おおむね適正であると認められたが、指摘の内容及び措置については次のとおりである。

##### (ア) 指示事項

該当はなかった。

##### (イ) 指導事項

監査の結果、次のような取扱いが認められた（3件）。

---

(注4) 「指示事項」は、警察庁の行う会計の監査に関する訓令（平成16年警察庁訓令第8号）第9条（会計監査の結果に基づく措置）第1項により指示する事項をいう。

(注5) 「指導事項」は、訓令第9条第1項による指示によらずとも、自ら必要な措置を講じるよう指導することにより、改善を図ることができると認められる事項をいう。

- 通信機器の修理に係る契約に関し、公募公告から緊急を要する随意契約に移行した際、改めて履行期限を示し、再度、見積書を徴取して契約手続をやり直すべきところ、これが行われていなかった（東京都警察情報通信部）。

- i 概要

- 通信機器の修理に係る契約に関し、当初、公募公告による契約手続を進めていたところ、修理の緊急性が生じたとの理由で、会計法第29条の3第4項の規定による緊急の必要により競争に付することができない場合として、随意契約に移行した。

- 本来であれば、契約に関して、改めて履行期限を示し、再度、見積書を徴取して契約手続をやり直すべきところ、これを行わず、公募公告時に徴取した見積書により予定価格調書を作成するなど、適切な手続がなされていなかった。

- ii 指導内容

- 契約に関する指導教養を改めて行うとともに、今後は、業務履行を担保するため、仕様書において履行期限を明記するとともに、契約に際して必要となる書類を確認するよう指導した。

- 職員の健康診断に係る契約に関し、再委託の申請がなされていないなど、契約書にのっとりした手続がなされていなかった（千葉県情報通信部）。

- i 概要

- 職員の健康診断に係る契約に関し、検体検査を再委託していたにもかかわらず、再委託の申請がなされていなかった。

- また、当該契約は個人情報取扱があり、契約書において特記事項を定めていることから、再委託先にあっても個人情報取扱については、契約者を通じて契約者と同様の内容を定めるべきところ、その措置が執られておらず、契約事務に不適切な取扱いが認められた。

- ii 指導内容

- 再委託に関する契約事務の基本的事項を理解し、今後は、契約書にのっとりした手続を行うよう指導した。

- 通信施設構造物の点検作業に係る契約に関し、履行確認が不十分であったため、道路使用許可申請1か所分2,300円が過払いとなっていた（群馬県情報通



信部)。

i 概要

通信施設構造物の点検作業に係る契約に関し、必要な道路使用許可申請について、仕様書で5か所示され、入札内訳書・契約書にも5か所分が計上、明記されていたが、実際の申請は4か所分で足りていたにもかかわらず、工事監督員・検査職員の履行確認が不十分であったため、業者からの請求書どおりに道路使用許可申請5か所分を支払い、1か所分2,300円が過払いとなっていた。

ii 指導内容

今後は、仕様書の見直し、履行確認及び請求内容の確認を徹底するよう指導した。

(2) 捜査費関係

ア 会計監査実施状況

(7) 執行内容

捜査費を対象とする会計監査については、

- 現金出納簿、捜査費証拠書類等を点検し、不備や矛盾点の有無等の確認
- 関係文書の確認結果を踏まえ、捜査費を執行した具体的な状況等について、取扱者等の幹部職員及び捜査員からの聞き取り調査による確認
- 必要に応じ、執行の対象となっている店舗の所在確認等により実施した。

(イ) 事務手続

捜査費の執行に携わる取扱者等の幹部職員が実施する毎月の所要見込額の算定、取扱責任者への交付額の申請から現金の受領、捜査員等への交付から執行後の精算までの各手続に関し、

- 取扱者等の幹部職員が、捜査費経理に関する必要な知識を有し、捜査員等に対して指示、指導等を適切に行っているか
- 取扱者等の幹部職員が、捜査費執行の必要性、妥当性について、責任を持って判断し、また、当該執行に関して捜査員等から執行時の状況の報告を求め、対面の上、十分に確認しているか
- 取扱者等の幹部職員及び捜査員が、捜査費執行の各段階において捜査費証拠書類を適切に作成しているか

- 取扱者等の幹部職員が、作成された捜査費証拠書類を自らの責任で点検し、  
決裁しているか

などについて聞き取り調査等により確認した。

#### (ウ) 現金等の管理

取扱者等の幹部職員及び捜査員に対し、現金、現金出納簿及び捜査費証拠書類の管理状況を確認した。

#### (エ) 聞き取り調査

聞き取り調査を実施した所属数は、合計221所属（警察本部等132所属、警察署89署）、また、聞き取り調査実施人数は、合計1,903人であり、その内訳は、次のとおりである。

|                              |      |
|------------------------------|------|
| ○ 取扱者（警察本部所属の課長、警察署長等）       | 177人 |
| ○ 補助者（警察本部所属の次長、警察署副署長等）     | 191人 |
| ○ 中間取扱者（大規模警察署の課長等）          | 56人  |
| ○ 中間交付者（警察本部所属の課長補佐、警察署の課長等） | 494人 |
| ○ 捜査員                        | 985人 |

#### イ 会計監査実施結果に基づく措置

会計監査を実施した結果、指示事項及び指導事項の該当はなかった。

### (3) 物品管理関係

#### ア 会計監査実施状況

##### (7) 物品管理関係

物品管理については、関係文書の点検、担当職員等からの聞き取り調査に併せて実際の管理状況を確認した。

##### (イ) 中央調達物品の活用、維持管理状況関係

中央調達物品の有効活用の観点で、関係文書の点検、担当職員からの聞き取り調査等により確認した。

#### イ 会計監査実施結果に基づく措置

会計監査を実施した結果、指示事項及び指導事項の該当はなかった。

### (4) 旅費その他の経費関係

#### ア 会計監査実施状況

旅費については、旅行命令簿や旅費請求書等の関係文書の点検、担当職員等から

の聞き取り調査により、旅行事実を確認した。

その他の経費については、関係帳簿の点検、担当職員等からの聞き取り調査により、事務手続の適正性などを確認した。

#### イ 会計監査実施結果に基づく措置

会計監査を実施した結果、おおむね適正であると認められたが、指摘の内容及び措置については次のとおりである。

##### (7) 指示事項

該当はなかった。

##### (4) 指導事項

監査の結果、次のような取扱いが認められた（1件）。

#### ○ 旅費支給手続に旅行終了から精算日まで3か月以上を要する遅延が8件認められた（警察庁内部部局）。

##### i 概要

職員出張旅費等の支給手続に関し、特段の理由なく旅行終了から精算日まで3か月以上を要する手続遅延が8件（総額248,386円）認められたもの。

##### ii 指導内容

所属内の出張状況及び旅費の支給状況について、組織的な把握に努め、支給手続の遅延を防止するよう指導した。

なお、監査時点では既に旅費は支給されており、未執行は認められなかった。

## 4 不適正な経理処理に係る自主調査実施部署に対する確認状況

京都府警が実施した捜査諸雑費の私的流用事案に係る自主調査結果について確認監査を実施したところ、当該自主調査結果と異なる事実は認められなかった。

## 5 令和2年度会計監査に基づく指導事項の改善措置状況の確認

令和2年度の会計監査実施結果において、指示事項はなかったものの、指導事項を通知した部署について、その改善措置状況を確認した。

令和2年度の会計監査実施結果においては、指導事項（8件）について、契約関係では、

- ・ 契約に関する不適切な取扱い 1 件

捜査費関係では、

- ・ 捜査費の執行手続に関する不適切な取扱い 2 件

物品管理関係では、

- ・ 物品の管理手続に関する不適切な取扱い 1 件

旅費その他の経費関係では、

- ・ 旅費支給手続の遅延 4 件

であったが、いずれも、令和 2 年度会計監査実施後の報告及び令和 3 年度会計監査を通じ、

- 幹部を含めた職員教養の充実
- 契約事務に係る適正な手続の徹底
- 捜査費の執行に係る適正な手続の徹底
- 物品管理に係る適正な手続の徹底
- 旅費の支給漏れによる速やかな追給手続 等

について、適正な会計経理の推進に向けた種々の取組がなされていることを確認した。

## 6 令和 4 年度の会計監査に向けて

令和 3 年度会計監査実施結果を踏まえ、令和 4 年度会計監査実施計画に基づき厳正な会計監査を実施し、より適正な会計経理の推進を図る。

別表

令和3年度会計監査実施状況

1 実施部署

79部署（警察庁内部部局、3附属機関、4管区警察局、4管区警察学校、41都道府県情報通信部及び北海道の3方面情報通信部、22都道府県警察及び北海道警察の1方面本部）

2 上半期の実施内訳

13部署（1管区警察局、1管区警察学校、8県情報通信部、3県警察）

| 会計監査責任者 | 会計監査の対象部署   |
|---------|---|
| 警察庁長官   | 九州管区警察局、九州管区警察学校、岐阜県情報通信部、福岡県情報通信部、岐阜県警察、福岡県警察              |
| 管区警察局長  | 青森県情報通信部、岩手県情報通信部、富山県情報通信部、鳥取県情報通信部、香川県情報通信部、長崎県情報通信部、鳥取県警察 |

3 下半期の実施内訳

66部署（警察庁内部部局、3附属機関、3管区警察局、3管区警察学校、33都道府県情報通信部及び北海道の3方面情報通信部、19都道府県警察及び北海道警察の1方面本部）

| 会計監査責任者 | 会計監査の対象部署  |
|---------|--|
| 警察庁長官   | 警察庁内部部局、警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、関東管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局、関東管区警察学校、中部管区警察学校、中国四国管区警察学校、北海道警察情報通信部、函館方面情報通信部、旭川方面情報通信部、釧路方面情報通信部、福島県情報通信部、東京都警察情報通信部、埼玉県情報通信部、神奈川県情報通信部、山梨県情報通信部、愛知県情報通信部、京都府情報通信部、広島県情報通信部、宮崎県情報通信部、北海道警察、旭川方面、福島県警察、警視庁、埼玉県警察、神奈川県警察、山梨県警察、愛知県警察、京都府警察、広島県警察、宮崎県警察 |
| 管区警察局長  | 宮城県情報通信部、秋田県情報通信部、山形県情報通信部、栃木県情報通信部、群馬県情報通信部、千葉県情報通信部、長野県情報通信部、石川県情報通信部、福井県情報通信部、三重県情報通信部、滋賀県情報通信部、兵庫県情報通信部、奈良県情報通信部、和歌山県情報通信部、島根県情報通信部、岡山県情報通信部、山口県情報通信部、徳島県情報通信部、愛媛県情報通信部、高知県情報通信部、佐賀県情報通信部、大分県情報通信部、鹿児島県情報通信部、山形県警察、千葉県警察、長野県警察、石川県警察、福井県警察、兵庫県警察、徳島県警察、高知県警察、佐賀県警察           |